

○新温泉町社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額
軽減制度事業実施要綱

平成17年10月1日告示第116号

改正

平成21年3月31日告示第31号

平成23年4月1日告示第58号

平成24年4月1日告示第26号

平成27年4月1日告示第46号

新温泉町社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額
軽減制度事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 生計困難者に対する利用者負担額の軽減制度（第3条—第16条）

第3章 特別地域訪問介護加算に係る利用者負担額の軽減制度（第17条—第21条）

第4章 補則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者負担の一部を軽減することにより、低所得者の生活の安定と介護保険の円滑な実施に資することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 社会福祉法人等 社会福祉法人及び市町村をいう。
- （2） 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者をいう。
- （3） 市町村民税非課税世帯 当該年度（4月から7月までの間においては前年度）における市町村民税が、世帯主及び全ての世帯員について課されていないか免除されている世帯をいう。
- （4） 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る1割相当の利用者負担額

及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第61条、第79条及び第84条に規定する食事の提供に要する費用（以下「食費」という。）、滞在に要する費用及び居住に要する費用（以下「居住費（滞在費）」という。）並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に規定する宿泊に要する費用（以下「宿泊費」という。）に係る利用者負担額をいう。

- (5) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額をいう。
- (6) 介護福祉施設サービス 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービスをいう。
- (7) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。
- (8) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護をいう。
- (9) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。
- (10) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (11) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。
- (12) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。
- (13) 認知症対応型通所介護 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。
- (14) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。
- (15) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
- (16) 複合型サービス 法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう。
- (17) 介護予防訪問介護 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。
- (18) 介護予防通所介護 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。
- (19) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を

いう。

- (20) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
- (21) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (22) ユニット型個室 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第26項に規定する介護老人福祉施設であつて、少人数ごとに共同生活室がある個室をいう。
- (23) 第一号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。
- (24) 第一号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。
- (25) 高額介護サービス費 法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。
- (26) 利用者負担第2段階 法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）の表中区分4及び5並びに法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）の表中所得の区分2の者をいう。
- (27) 高額介護予防サービス費 法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。
- (28) 特定入所者介護サービス費 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費をいう。
- (29) 特定入所者介護予防サービス費 法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。
- (30) 特別地域訪問介護加算 指定居宅サービス介護給付費単位数表（平成12年厚生省告示第19号別表。以下「告示第19号別表」という。）の訪問介護費の注11に規定する厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所等の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に算定される所定単位数の100分の15に相当する加算並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表（平成18年厚生労働省告示第127号別表。以下「告示第127号別表」という。）の介護予防訪問介護費の注4に規定する厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防訪問介護事業所等の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行った場合に算定される所定単位数の100分の15に相当する加算をいう。

第2章 生計困難者に対する利用者負担額の軽減制度

(目的)

第3条 低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サー

ビスの利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第4条 生計困難者に対する利用者負担額の軽減措置を受けることのできる対象者は、町が行う介護保険の要介護被保険者等（生活保護受給者を除く。）であって、市町村民税非課税世帯に属する者のうち、別表第1に掲げる要件を全て満たす者で、その者の収入が世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者及び生活保護受給者として町長が確認した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、旧措置入所者（ユニット型個室入居者を除く。）で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減の対象としないものとする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(軽減法人等)

第5条 利用者負担額の軽減を行う法人は、社会福祉法人等であって、当事業に係る利用者負担額の軽減を行うことを知事及び町長に対して申し出たもの（以下「生計困難軽減法人等」という。）とする。

(対象サービス及び軽減内容)

第6条 第4条に規定する対象者が利用者負担額の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下この章において「対象サービス」という。）、軽減対象となる費用及び軽減割合は、別表第2に掲げるとおりとする。

(申請)

第7条 第4条に規定する確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用者負担額の軽減を受けようとする対象サービスを利用する日までに、社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認申請書（様式第1号）に別に定める必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

2 前項において、指定する日までに申請することができなかつたことにつきやむを得ないものと認められる事情があり、かつ、申請者が対象サービスの提供を受けた生計困難軽減法人等の事業所又は施設（以下「軽減事業所等」という。）が利用者負担額の軽減を承認する場合には、対象サービスを利用した日以後、速やかに申請するものとする。

(認定)

第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、承認又は不承認の決定を行い、申請者に対し、社会福祉法人等利用者負担額軽減対象決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の決定により承認された者に対しては、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（様式第

3号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(確認証の有効期限)

第9条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月分から7月分までの対象サービスの利用者負担額に係る軽減につき4月1日から7月31日までに申請があったものは、当該年度の7月31日までとする。

(確認証の返還)

第10条 確認証の交付を受けた者が、町が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合又は認定の要件に該当しなくなったときは、当該確認証を速やかに町長に返還しなければならない。

(確認証の提示)

第11条 第4条に規定する対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所等に確認証を提示するものとする。ただし、あらかじめ提示することができない場合又は第7条第2項に定める場合は、申請手続中である旨又は速やかに申請を行う旨を申し出るとともに、軽減事業所等の承認を受けた場合は、確認証が交付された後、速やかに提示するものとする。

(利用者負担額の支払い)

第12条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証の記載内容により算定された利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の行為により、この要綱に規定する利用者負担額の軽減を受けた者があるときは、生計困難軽減法人等と協議のうえ、軽減額の全部又は一部を、当該軽減を受けた者から生計困難軽減法人等に返還させることができるものとする。

(生計困難軽減法人等に対する助成)

第14条 町長は、生計困難軽減法人等がこの要綱に基づき、軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担額の軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該生計困難軽減法人等に対し、軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

(情報提供)

第15条 町長は、生計困難軽減法人等及びその実施する対象サービスについて、その一覧を町に備え置くとともに、要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

(他制度との適用関係)

第16条 新温泉町訪問介護等利用者負担額軽減措置実施要綱（平成18年新温泉町告示第62号。以下

「軽減措置実施要綱」という。)との適用関係については、軽減措置実施要綱の適用の後に本要綱に基づく軽減制度を適用するものとする。

- 2 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本要綱による軽減後の利用者負担額に基づき、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。この場合において、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担について、本事業の軽減の対象としないものとする。
- 3 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本要綱に基づく軽減制度を適用するものとする。

第3章 特別地域訪問介護加算に係る利用者負担額の軽減制度

(目的)

第17条 特別地域訪問介護加算に係る利用者負担額と離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人等が利用者負担の一部を減額することにより、離島等地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第18条 町が行う介護保険の要介護被保険者等（生活保護受給者を除く。）であって、当該年度（4月から7月までの間においては前年度）における市町村民税が課されていない者又は免除されている者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前章の軽減措置の適用を受ける者及び軽減措置実施要綱の適用を受ける者については、利用者負担額の軽減を行わないものとする。

(軽減法人等)

第19条 利用者負担額の軽減を行う法人は、社会福祉法人等であって、特別地域訪問介護加算に係る利用者負担額の軽減を行うことを、知事及び町長に申し出たもの（以下「特別加算軽減法人等」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、訪問介護に係る費用を告示別表に定める額から割り引いている社会福祉法人等は、特別加算軽減法人等の対象としない。

(軽減内容)

第20条 第18条に規定する対象者が、特別加算軽減法人等からサービス提供を受ける訪問介護に係る利用者負担額の軽減割合は100分の10とする。

(準用)

第21条 第7条から第15条まで及び第16条第2項の規定は、本章の利用者負担額の軽減について準用する。この場合において「生活困難軽減法人等」とあるのは「特別加算軽減法人等」、第7条中「第4条」とあるのは「第18条」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに合併前の浜坂町社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱（平成13年浜坂町告示要綱第80号）又は社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業実施要綱（平成14年温泉町告示第37号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月31日告示第31号）

改正

平成23年4月1日告示第58号

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第58号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第26号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第46号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に交付された確認証で、有効期限を「平成27年6月30日まで」としているものは、「平成27年7月31日まで」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

軽減対象者の基準
次の全てに該当する者
1 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
3 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
4 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5 介護保険料を滞納していないこと。

注1 対象となる収入は、市町村民税の課税の対象とならない遺族年金、遺族恩給、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険及び親族からの仕送りなど、あらゆる収入を含む。

注2 扶養には、世帯外の人からの生計費の仕送りのほか、住居又は住居費の提供、公共料金の負担、健康保険の被扶養者など、あらゆる経済的な援助を含む。また、市町村民税が課されている人の被扶養者となっている場合も含む。

別表第2（第6条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 平成12年4月1日以降の入所者の施設サービスに係る利用者負担額（利用者負担第2段階の者を除く）並びに食費及び居住費 (2) 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のユニット	100分の25（老齢福祉年金受給者は100分の50）。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

	型個室の居住費に係る利用者負担額	
訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	利用者負担額	
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	利用者負担額、食費	
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	利用者負担額、滞在費、食費	
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、宿泊費、食費	

注1 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護のサービスにあつては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。

注2 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）